

分析報告書

発行日 令和6年11月8日

鳥取県知事登録第64号

倉吉環境事業有限会社

代表取締役 大川和彦

〒682-0875 鳥取県倉吉市金森町1番2号

環境計量士 石川深雪

鳥取県企業局東部事務所長 殿

御依頼による計量の結果を以下のとおり報告致します。

採取場所	鳥取県鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所内		
試料の種類	汚泥		
採取日時	令和6年9月27日	10時11分	試料の由来 当社（石川/石川）にて採取

計量の対象	単位	計量の結果	基準値	計量の方法
アルキル水銀化合物*	mg/L	ND	検出されない	昭46環告59付表3
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005未満	0.005以下	昭46環告59付表2
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.009未満	0.09以下	JIS K 0102-55.1
鉛又はその化合物	mg/L	0.05未満	0.3以下	JIS K 0102-54.1
有機燐化合物*	mg/L	0.1未満	1以下	昭49環告64付表1
六価クロム化合物	mg/L	0.05未満	1.5以下	JIS K 0102-65.2.1
砒素又はその化合物	mg/L	0.001未満	0.3以下	JIS K 0102-61.2
シアン化合物	mg/L	0.1未満	1以下	JIS K 0102-38.1.2及び38.2
ポリ塩化ビフェニル*	mg/L	0.0005未満	0.003以下	昭46環告59付表4
トリクロロエチレン*	mg/L	0.001未満	0.1以下	JIS K 0125-5.2
テトラクロロエチレン*	mg/L	0.001未満	0.1以下	JIS K 0125-5.2
ジクロロメタン*	mg/L	0.001未満	0.2以下	JIS K 0125-5.2
四塩化炭素*	mg/L	0.001未満	0.02以下	JIS K 0125-5.2
1,2-ジクロロエタン*	mg/L	0.001未満	0.04以下	JIS K 0125-5.2
1,1-ジクロロエチレン*	mg/L	0.001未満	1以下	JIS K 0125-5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン*	mg/L	0.001未満	0.4以下	JIS K 0125-5.2
1,1,1-トリクロロエタン*	mg/L	0.001未満	3以下	JIS K 0125-5.2
1,1,2-トリクロロエタン*	mg/L	0.001未満	0.06以下	JIS K 0125-5.2
1,3-ジクロロプロペン*	mg/L	0.001未満	0.02以下	JIS K 0125-5.2
チウラム	mg/L	0.006未満	0.06以下	昭46環告59号付表5
シマジン*	mg/L	0.003未満	0.03以下	昭46環告59号付表6第1
チオベンカルブ*	mg/L	0.02未満	0.2以下	昭46環告59号付表6第1
ベンゼン*	mg/L	0.001未満	0.1以下	JIS K 0125-5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.002未満	0.3以下	JIS K 0102-67.2
1,4-ジオキサン*	mg/L	0.005未満	0.5以下	昭46環告59付表8
ダイオキシン類*2	ng-TEQ/g	0.0034	3以下	H4厚生省告示192別表1

備考 基準値：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）

ND 定量下限未満

JIS K 0102 工場排水試験方法

JIS K 0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

環境庁告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年6月21日）

環境庁告示第64号 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日）

厚生省告示第192号 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日）

* アクア環境株式会社（兵庫県尼崎市開明町1丁目61番）に外部委託

*2 東和環境科学株式会社（広島県広島市南区出島2丁目10-37）に外部委託